

議案第16号

高根沢町墓地条例の一部改正について

高根沢町墓地条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高根沢町長 加藤公博

## 高根沢町墓地条例の一部改正について

### 1 改正理由

近年の社会情勢の変化に合わせ、適切な町営墓地運営を行うため、所要の改正をしようとするものです。

### 2 改正内容

#### (1) 使用許可対象者の拡大

墓地の使用許可を受けられる者を世帯主に限っていますが、世帯主ではない者が使用権の承継をすることもあるため、世帯主以外であっても使用許可の申請を可能とします。(第5条)

#### (2) 使用者が町外に転出する場合の管理代理人の削除

使用者が町外に転出する場合の町内在住の管理代理人の指定を要していますが、町内に管理代理人を依頼できる親類等が存在しない例もあり、転出後の住所等については公的な手続きで調査が可能であるため、不要とします。(第6条)

#### (3) 維持管理手数料の複数年納付の削除

納期限の到来していない次年度及びその次の年度の分まで維持管理手数料の一括納入を可能としていますが、その実績がなく、会計上の取扱いが煩雑であるため、削除します。(第10条)

#### (4) その他

文言等の統一及び整理を行います。

### 3 施行日

令和5(2023)年4月1日

高根沢町墓地条例の一部を改正する条例

高根沢町墓地条例（昭和55年高根沢町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 墓地を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>3 墓地の使用許可は、1使用者につき1区画とする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(使用者の資格及び公募等)</p> <p>第5条 墓地の使用許可を受け<u>ることができ</u>る者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 町に住所を有し、かつ、<u>住民基本台帳法</u>（昭和42年法律第18号）に基づく町の住民基本台帳に引き続き1年以上記載されている者</p> <p>(2) 町の区域において、町、<u>県又は国</u>が行う都市計画事業その他の公共事業の施行に伴い、改葬の必要がある墓地を使用していると認める者</p> <p>(3) 焼骨を所有し、かつ、その埋蔵場所を有しない者<u>又は他人の墓地に仮に埋蔵している者のうち、第1号に該当するもの</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、町長が特に認める者</u></p> <p>3 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、第1項第3号に掲げる者について、優先して取り扱うことができるものとする。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 墓地を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。<u>ただし、墓地の使用許可は、1世帯につき1墳墓とする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(使用者の資格及び公募等)</p> <p>第5条 墓地の使用許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者<u>及びその他規則で定める者でなければならない。</u></p> <p>(1) 町に住所を有し、かつ<u>住民基本台帳法</u>（昭和42年法律第18号）に基づく町の住民基本台帳に引き続き1年以上記載されている<u>世帯主。</u></p> <p>(2) 町の区域において、町、<u>県、又は国</u>が行う都市計画事業その他の公共事業の施行に伴い、改葬の必要がある墓地を使用していると認める者。<u></u></p> <p>(3) 焼骨を所有し、かつ、その埋蔵場所を有しない者、<u>又は他人の墓地に仮に埋蔵している者のうち、第1号に該当する世帯主。</u></p> <p>(4) <u>その他町長が特に認める者。</u></p> <p>3 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、第1項第3号に掲げる者<u>及びその他規則で定める者について、優先して取り扱うことができるものとする。</u></p>

<p>4 墓地の使用許可を受けようとして申請をした者の数が、使用に供する<u>区画数</u>を超えた場合は、公開抽選によって使用者を決定する。</p> <p>(使用権の承継及び消滅)</p> <p>第6条</p> <p>3 第1項又は前項第2号の理由が生じたときは、当該墓地の承継人又は<u>使用者は、町長にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の<u>使用許可</u>を取り消すことができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>使用許可</u>を取り消された者は、直ちに墓地を原形に復して、これを返還しなければならない。</p> <p>(維持管理手数料)</p> <p>第10条</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>4 墓地の使用許可を受けようとして申請をした者の数が、使用に供する<u>墳墓数</u>を超えた場合は、公開抽選によって使用者を決定する。</p> <p>(使用権の承継及び消滅)</p> <p>第6条</p> <p>3 第1項及び前項第2号の理由が生じたときは、当該墓地の承継人又は<u>使用人は町長にその旨届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>使用者が他市区町村に転出し、引き続き墓地を使用する場合には、高根沢町に住所を有し、かつ世帯主である者1名を、保証人と定め、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。</u></p> <p>(使用権の取消し)</p> <p>第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の<u>使用権</u>を取り消すことができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>使用権</u>を取り消された者は、直ちに墓地を原形に復して、これを返還しなければならない。</p> <p>(維持管理手数料)</p> <p>第10条</p> <p><u>2 使用者は、前項の規定にかかわらず、納入期限の到来していない次年度及びその次の次年度まで維持管理手数料を一括して納入することができるものとする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。